

◎新潟県告示第913号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和6年1月新潟県告示第88号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税並びに産業廃棄物税に係るものに限る。）について、令和7年10月31日とする。

令和7年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町